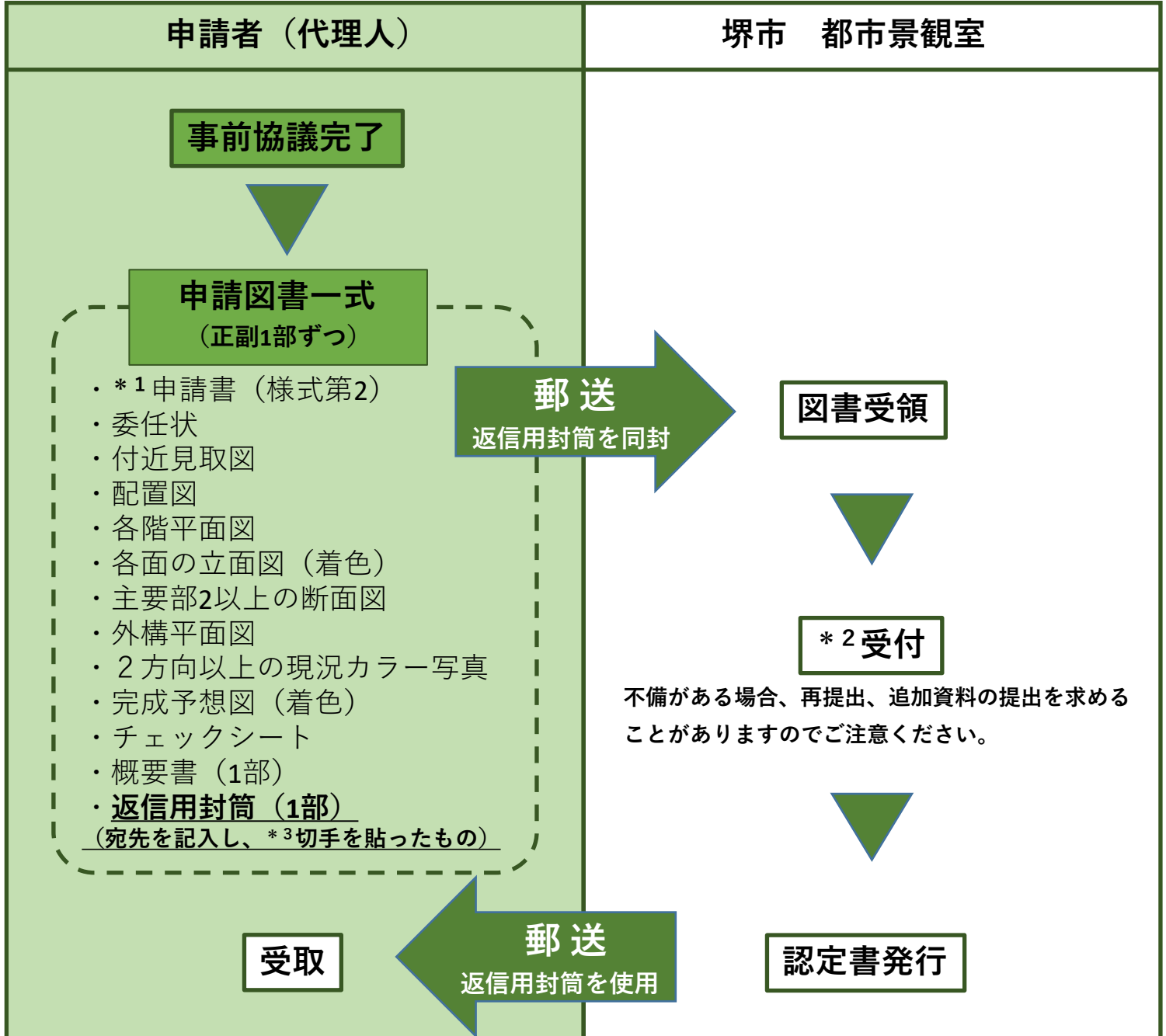


百舌鳥古墳群周辺景観地区における認定申請に係る郵送対応について

堺市建築都市局都市計画部都市景観室

景観法に基づく**景観地区の認定申請**について、郵送での対応を実施します。
なお、堺市景観条例に基づく景観地区における**事前協議**については従前（窓口対応）と変更ありません。

郵送による景観地区の認定申請のながれ



▼
建築確認申請

▼
行為の着手

- * 1 届出者が民間事業者の場合に限ります。事業者が官公庁の場合は、通知書（景地-官-2）を用いてください。
- * 2 事前協議が未完了の場合や届出図書等に不備がある場合は、受付できません。
- * 3 書留等配達記録にかかる費用分の切手を貼付けてください。（副本も返却します）